

船舶事故調査報告書

平成30年2月21日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突（橋脚）
発生日時	平成29年5月3日 14時00分ごろ
発生場所	阪神港神戸第4区（兵庫運河） 神戸灯台から真方位356° 1,340m付近 （概位 北緯34°39.6′ 東経135°10.0′）
事故の概要	水上オートバイ ^{かこがわ} 加古川ベースは、南西進中、橋脚に衝突した。
事故調査の経過	平成29年9月20日、主管調査官（神戸事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	水上オートバイ 加古川ベース、5トン未満（長さ2.70m）
船舶番号、船舶所有者等	253-27145兵庫、個人所有
乗組員等に関する情報	操縦者、操縦免許 なし
負傷者	なし
損傷	本船 船首部外板に破口 橋脚 なし
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 南西、風力 2、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 下げ潮の中央期
事故の経過	本船は、操縦者が1人で乗り、友人1人を乗せ、兵庫運河を約25km/hの対地速力で南西進中、操縦者が右舷方の護岸を見ながら操縦していたところ、和田旋回橋北側の石積みの橋脚に衝突した。
分析	本船は、兵庫運河を南西進中、操縦者が、右舷方の護岸を見ながら操縦し、船首方の見張りを適切に行っていなかったことから、橋脚に衝突したものと考えられる。 操縦者は、特殊小型船舶操縦免許を受けていなかったことから、本船を操縦してはならなかった。
原因	本事故は、本船が、兵庫運河を南西進中、操縦者が船首方の見張りを適切に行っていなかったため、橋脚に衝突したものと考えられる。
参考	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 ・特殊小型船舶操縦免許を受けずに、水上オートバイを操縦しないこと。 ・特定の方向だけでなく、周囲に目を配るなど、常時適切な見張りを行うこと。